

## 12月企画運営委員会次第

日 時 平成30年12月6日(木)14:30~  
場 所 県社会福祉会館 1階 身体障害者集会室

### 開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 個人損害賠償責任保障について (AIG損害保険株式会社 眞岩靖浩氏)
- 4 議題
  - (1) 平成30年度「保育の日前夜祭」(第41回)について
  - (2) 平成31年度関東ブロック保育事業連絡協議会について
  - (3) その他
- 5 報告事項
  - (1) 全保協情報 18-26~18-29
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他
    - ・平成31年度保育会総会、第52回保育事業大会日程について
    - ・平成31年度キャリアアップ研修について
    - ・平成31年度保育会事務所移転について
    - ・平成30年度保育所問題対応協力金について
    - ・平成30年度新年懇親会について

### 閉 会

※1月企画運営委員会(予定)

平成31年1月10日(木)14:30~ 社会福祉会館2階 第1会議室

## 平成30年度 各種受賞者名簿

12月6日(木)

(敬称略)

区分	市町村	所 属	氏 名	出欠	ピンクばら テーブル
県保育賞	横須賀市	三和こども園	明野 真紀	出	A
	大磯町	町立国府保育園	齊藤 和代	出	A
	大井町	栄光愛児園	高橋 美穂子	出	A
	愛川町	町立中津南保育園	本間 美帆	欠	
叙勲	横須賀市	元太田和保育園	小林 勇次郎	出	B
	小田原市	元みゆき愛児園	佐藤 喜代子	欠	
厚生労働大臣表彰	横須賀市	浦賀保育園	坂口 紀惠	出	B
	横須賀市	日の出保育園	阿部 和子	出	B
	小田原市	富水保育園	芝 玲子	出	B
	厚木市	厚木ふじの花保育園	相原 千恵子	出	B
	茅ヶ崎市	レイモンド湘南保育園	齊藤 由起子	出	B
	鎌倉市	岩瀬保育園	富田 弘美	出	B
	二宮町	二宮保育園	瀬戸 美智子	出	B
	伊勢原市	大原保育園	萩原 敬三	出	A
県民功劳者表彰					

平成30年度

## 保育の日前夜祭 来賓名簿

12月6日(木)

(敬称略)

No.	所 属	職 名	氏 名	赤ばら テーブル	備考
①	神奈川県議会厚生常任委員会	委員長	田中 徳一郎	A	
②	神奈川県児童福祉審議会	委員長	松田 良昭	A	
③	神奈川県次世代育成課	課長	徳永 義宏	A	
④	神奈川県社会福祉婦人懇話会	副会長	中川 緑	A	
⑤	神奈川県社会福祉協議会	会長	篠原 正治	A	
⑥	神奈川県ゆりの会	会長	内山 和子	A	
7	神奈川県ゆりの会	副会長	森下 昌子	B	
8	神奈川県保育士会	会長	鈴島 由香里	D	
9	神奈川県保育士会	副会長	後藤 奈津子	D	
10	神奈川県保育士会	副会長	和田 由喜子	D	
11	和泉短期大学	専任講師	八代 陽子	C	
12	岩谷学園テクノビジネス横浜保育専門学校	保育士養成学科長	森脇 晋	C	
13	鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科長 教授	佐藤 康富	C	
14	湘北短期大学	保育学科 教授	實吉 明子	C	
15	鶴見大学短期大学部	保育科長 保育科教授	山田 吉郎	C	
16	聖ヶ丘教育福祉専門学校	理事長兼校長	井上 貴恭	C	
17	横浜女子短期大学	教授	佐野 真弓	C	
18	横浜創英大学	こども教育学部 長	落合 優	C	

○印祝辞の方

# 全保協ニュース

[協議員情報]

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

◆ 子ども・子育て会議（第37回）が開催される  
—食材料費の取り扱い・満3歳の支給認定について、本会の意見を提出 …… 1

◆子ども・子育て会議（第37回）が開催される  
—食材料費の取り扱い・満3歳の支給認定について、  
本会の意見を提出

平成30年10月9日、子ども・子育て会議（第37回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

### (1) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」については、①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例について、期限を延長することが確認されました。

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格のみを保有している人が増えていること、人材確保の際には一方の免許状・資格のみを保有している人の登用も必要であることから、「子育て安心プラン」の受け皿拡大の方向性もふまえ、これらの特例を平成36年度末まで5年間延長することとされています。

保育教諭の資格特例、保育教諭の幼稚園免許状取得の特例については、平成30年10月16日に開催される「中央教育審議会教員養成部会（第102回）」の審議を経て、法改正の手続きに入ります。

また、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例について、同様に5年間延長することが検討されています。

## (2) 幼児教育の無償化について

「幼児教育の無償化」については、内閣府が作成した説明資料(全保協ニュースNo. 18-24、平成30年9月28日号にて既報)が示されました。

論点として、前回の子ども・子育て会議において示されているとおり、資料3-3「検討事項」に、「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）」が示されています（詳細は、会議資料3の8ページをご参照ください）。

認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっており、検討すべき内容とされています。

一般世帯の場合、主食・副食ともに保護者の自己負担とされ、2号認定の「副食費」、3号認定の「主食費・副食費」は保育料に含まれており、幼児教育の無償化に伴って、1号認定との整合が論点として指摘されています。

これまでに本会は、「食育は保育の根幹のひとつであり、保育所において子どもの育ちに応じて長年にわたり取り組みを続けてきたこと、アレルギー児など食の配慮を必要とする子どもが増えている中で、”負担方法が異なる”ことのみをもって、議論されることのないよう、慎重な協議をしていただくよう求める」趣旨の発言を続けてまいりました。

加えて、今回の意見には、本会会員の実態調査結果を示し、すべての保護者が「主食費」を「実費徴収」とは考えていない、という課題提起をしています。

もう一点は、継続して意見表明している、満3歳児の支給認定の整理について、あらためて考慮するよう、意見を提出しています。

### 《子ども・子育て会議（第37回）提出資料》

（全国保育協議会 佐藤秀樹 提出資料）

### 幼児教育の無償化についての意見

平成30年10月9日／全国保育協議会

#### （1）「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」への意見

「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべき」とされています。

保育所等では、3号認定子どもには「主食費・副食費」が保育料に含まれ、2号認定子どもには「副食費」のみが保育料に含まれています。

改正児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障さ

れる権利を有する」と定めています。

そして、保育所保育指針第3章の2「食育の推進」において示されているとおり、食育は保育の根幹として、各施設での取り組みがすすめられています。

さらに、子ども一人ひとりの状況に応じて、アレルギー児への対応や、宗教上の理由による食べられない食材への対応、障害のある子どもへの対応など細部にわたる食材の配慮（除去食・代替食等）を行っています。あわせて、家庭での食のあり方が変化し、保育所等での食事が栄養のバランスを考えるうえでも重要な役割を担っています。

また、3号認定子どもについては、一人ひとりの成長に応じた離乳食の調理などに個別に対応できる食材を使っています。

このような食育や食事への対応には、食材料費を実費徴収することはなじまないと考えます。

本日示された資料3-3「検討事項」2.(3)アには、2号認定子どもの「主食費」が「実費徴収」と記載されています。

しかし、全国保育協議会「会員の実態調査2016」（※1）の調査結果をみると、「給食の対応・3歳以上の主食」の問い合わせの回答には、「家庭より主食を持参」42.2%、「主食代は自治体が補助し提供」9.3%であり、あわせて50%を超える施設では、主食費の実費徴収はされていません。これは現状において、保護者は「主食代が保育料に入っていない」と認識していると読み取れます（「主食代を保護者から徴収し提供」の回答は40.4%）。

幼児教育の無償化により、保護者の負担が軽減されるにも関わらず、保育の一部として保護者に認識されている食育（食事）について、逆に負担が増えるような実費徴収はすべきではありません。

また、食材料費を納めることのできない（滞納等のある）保護者の子どもは、食事ができなくなってしまうような事態は、格差を生むことにもつながり、食育の観点からも避けるべきです。

食育は、児童福祉施設としての保育所等の役割として、守られるべき子どもの発達を保障するために必要な取り組みです。食育をこれまで同様に継続するため、子どもたちへの十分な配慮をするためにも、食材料費を実費徴収としないでください。

食材料費が実費徴収となり、不安定な財源となることを避け、安定的な財源とするためにも、食材料費について現状を維持すべきです。

## (2) 年齢についての考え方への意見

幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきです。

子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされています。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なって

います。

幼児教育の無償化にともない、3号認定から2号認定か1号認定への変更について、保護者に不公平が生じるような扱いとすべきではありません。考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなると考えます。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきです。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定されます。

子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。文言の定義について整合をとるべきです。

#### (※1) 全国保育協議会 会員の実態調査 2016

- ・調査対象 全国保育協議会 会員施設 21,185 か所
- ・調査時期 平成28年9月～12月 有効回収数 5,873件 有効回答率 27.7%
- ・全国保育協議会ホームページに調査結果報告書を掲載

<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

- ・「3歳以上児の主食」の回答 (n=5,845)

「家庭より主食を持参」42.2% 「主食代を保護者から徴収し提供」40.4%

「主食代は自治体が補助し提供」9.3% その他5.3% 無回答2.7%

(%は、四捨五入により合計が100%とならない)

内閣府のホームページに、すべての会議資料が掲載されています。

本会の提出した意見は、参考資料3の9～10ページに記載されていますので、ご参照ください。

#### 【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第38回）が開催される  
—財務省平成30年度予算執行調査の結果・食材料費の扱い・  
満3歳児の支給認定について、本会の意見を提出……………1
- ◆ 社会福祉法人における会計監査人の設置基準引下げの延期  
(厚生労働省) ………………4
- ◆ 11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間です(厚生労働省) ……4
- ◆ 「平成30年度 認定こども園研修会」開催のご案内……………5
- ◆ 「短時間正社員制度導入支援コンサルティング」  
支援法人等の募集のご案内(三菱総合研究所) ………………6

## ◆子ども・子育て会議（第38回）が開催される —財務省平成30年度予算執行調査の結果・食材料費 の扱い・満3歳児の支給認定について、本会の意 見を提出

平成30年11月6日、子ども・子育て会議（第38回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

議事は「子ども・子育て支援をめぐる課題」について、協議がすすめられました。当日の資料・協議の動画は、内閣府のホームページに掲載されています。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

資料 3-1 として、財政制度等審議会（平成 30 年 10 月 9 日）の資料が抜粋して提示されました。

財務省で行われた「平成 30 年度予算執行調査」の結果をふまえ、「論点」として、施設型給付費等の一部が積立金も含め、自施設の運営以外に流用して使われていること、公定価格の基本額において職員配置のための費用が含まれているにも関わらず、実際にはその職員が配置されていないケースがあること、施設種類別や利用定員別の収支差率に開きがあること等が指摘され、「改革の方向性（案）」には、公定価格の水準の見直しとして、基本額の一部の加算化・減算化や、各施設類型における単価設定の水準の見直しの必要性、さらに、対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべき、とされています（資料 3-1 の 4 ページをご参照ください）。

また、公定価格の適正化について、食材料費の資料が提示されました（資料 3-1 の 5 ページ、資料 4 をご参照）。食材料費の負担方法の違いについて、1 号認定では主食費・副食費とともに「実費徴収」、2 号認定では、主食費「実費徴収」・副食費「保育料（利用者負担）」、3 号認定では、主食費・副食費とともに「保育料（利用者負担）」とされています。本会では、2 号認定の主食費「実費徴収」については、保護者が「実費徴収」と認識しているとは限らないのではないかという視点から、前回の子ども・子育て会議に意見書を提出しています。

なお、財政制度等審議会の資料（資料 3-1 の 5 ページ）では、改革の方向性（案）として、幼児教育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き利用者負担とすべき（無償化の対象から除くべき）とされています。

これらの資料をふまえ、(1) 予算執行調査の結果への意見と、前回と同様に (2) 食材料費の扱い、(3) 満 3 歳児の支給認定について、次の意見書を事前提出しています（参考資料 3 の 7~8 ページに掲載されています）。

#### 子ども・子育て会議（第 38 回）提出資料

全国保育協議会 意見

平成 30 年 11 月 6 日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

#### （1）平成 30 年度「予算執行調査」（財務省）の結果について

資料 3 の平成 30 年 10 月 9 日財政制度等審議会資料（抜粋）「子ども・子育て」4 ページ「論点」には「国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること」が指摘されています。

例えば、図2「自施設の運営以外へ支出している施設の割合」は、保育所「30%」とされ、他と比較して高い割合となっています。

「委託費の使途範囲」は通知で定められており、長期的に安定した施設運営を確保するため、積立金（人件費積立資産や修繕積立資産、備品等購入積立資産）へ積み立てて、次年度以降の経費に充当できることが認められています（通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等関連通知）。

また、要件を満たすことで委託費の3か月分に相当する額の範囲内で同一法人内の保育所や子育て支援事業へ充当できること、さらに、理事会の承認を得たうえで、前期末支払資金残高を取り崩し、法人本部の運営や、同一法人内の第1種社会福祉事業および第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営・施設設備の整備等、公益事業の運営・施設設備の整備等に要する経費に充当することのできる、弾力運用も認められています。

このように、通知で定められた弾力運用は、社会福祉法人として保育や福祉サービスの質を維持・向上しつつ永続的に事業をすすめるための仕組みとして認められているものです。通知による正しい会計処理をした結果として、保育所の運営や子育て支援事業、社会福祉事業等に対して支出された費用と言えます。

さらに、保育ニーズへの対応、子育て支援だけではなく、地域における幅広い福祉ニーズを解決するための費用は、社会福祉法人改革で問われた社会福祉法人としての本来の使命を果たし、地域共生社会の実現に向けて必要な経費です。

これらの費用を含めた支出により集計された数値が高い割合であったという事実のみで、施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っていると判断されることのないよう、強く求めます。

その他の調査結果の数値についても、内容を精査していただき、企業との比較だけではなく、社会福祉法人としての事業特性も考慮していただくようお願いいたします。

## (2) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて

資料4の2「(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、子ども・子育て会議（第37回）に意見を提出しました。

「子どもの最善の利益」のために、2号認定子どもの副食費について、現状では保育料に含まれており、これを維持すべきです。

食育は教育・保育の一環であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応するために、保育料に含めていただきたい、と考えます。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されているでしょうか。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

### (3) 年齢についての考え方について

満3歳児の支給認定の扱いについて、これまで意見を述べており、子ども・子育て会議（第37回）にも意見を提出しました。

3号認定子どもと1号認定子どもについて、満3歳児の扱いを整理し、保護者にとてもわかりやすくするという視点からも、ご検討をお願いいたします。

以上

## ◆社会福祉法人における会計監査人の設置基準引下げの延期（厚生労働省）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、平成30年11月2日、事務連絡「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成31年4月の引下げ延期について（周知）」を発しました。

平成28年3月の社会福祉法改正により、一定規模以上の社会福祉法人に会計監査人の設置が義務付けられ、平成29～30年度は「収益30億円又は負債60億円超」の社会福祉法人が対象範囲とされています。

社会福祉法改正の国会審議の中では、「収益10億円又は負債20億円超」の社会福祉法人が設置義務付けの対象とされ、段階的に引下げるため、平成31年度からは「収益20億円又は負債40億円超」を対象範囲とする予定でしたが、延期されました。

今後、会計監査人を設置済の法人（約400法人）と、現段階で対象となっていない法人のうち「収益10億円又は負債20億円超」の法人（約1,700法人）に悉皆調査を実施し、会計監査人の導入の効果や課題等を収集・分析したうえで、対象範囲の拡大をすすめるとしています。

なお、自発的に会計監査人を設置している法人には、平成31年度以降も継続して設置していくこと、導入への取り組みをすすめている法人には積極的に会計監査人を設置していくよう方針が示されています。

詳細は、別添の資料1をご参照ください。

## ◆11月は「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間です（厚生労働省）

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす病気であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図るために対応が強く求められています。

また、これまでの研究により、「1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「保護者等のたばこをやめる」ことは、SIDS 発症の危険性を低くするというデータが得られています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省が主唱し、11月を「乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間」と定め、SIDSに対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動が実施されています。

11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に SIDS が発症する傾向があり、発症の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためです。

別添の資料2リーフレットをご参照いただき、周知へのご協力をお願い申しあげます。

## ◆ 「平成30年度 認定こども園研修会」開催のご案内

本会では、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園の会員や、今後認定こども園へ移行を予定されている会員を受講対象に、「認定こども園研修会」を新規事業として開催いたします。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」に同封してお送りする予定ですが、プログラム・開催日程が決まりましたので、本号にてお知らせいたします。

協議員、各都道府県・市保育組織の皆さんにおかれましては、各都道府県・市の会員への周知にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

詳細は、資料3開催要項をご参考ください。また、本会ホームページから開催要項・申込書をダウンロードしていただけます。

## 平成30年度 認定こども園研修会

開催要項・申込書は、全保協ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

(1) 日程：平成30年12月19日（水）～20日（木）

(2) 会場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール3A

162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8 【JR・東京メトロ 市ヶ谷駅前】

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-ichigaya/access/>

(3) 定員：100名

(4) 受講料：会員14,000円、会員でない方19,000円

（交通費、宿泊費、昼食代、情報交換会参加費は含まれません。）

(5) 対象：幼保連携型・保育所型認定こども園の役職員  
(幼保連携型・保育所型への移行を検討されている保育所の役職員も受講可)

(6) プログラム：

1日目 12月19日（水）

（10：50 開講式）

11：00～12：30 行政説明「認定こども園をめぐる動向」（仮題）  
内閣府子ども・子育て本部

（12：30～13：30 昼食休憩）

13：30～15：45 講義とグループワーク

「幼保連携型認定こども園に求められる教育・保育とは」  
神戸大学 准教授 北野幸子 氏

（15：45～16：00 休憩）

16：00～18：15 講義「幼保連携型認定こども園の運営課題」

保育システム研究所 代表 吉田正幸 氏

18：30～20：00 情報交換会（ご希望者のみ）

2日目 12月20日（木）

9：30～12：15 講義と実践発表「認定こども園としての地域貢献」

（講師）関西大学 教授 山縣文治 氏

（実践発表者）幼保連携型認定こども園明照保育園 施設長 中島章裕 氏

（12：20 閉会）

## ◆ 「短時間正社員制度導入支援コンサルティング」 支援法人等の募集のご案内（三菱総合研究所）

厚生労働省では、人材確保が懸念されている分野の事業主の雇用管理上の課題について調査研究をすすめるため、標記コンサルティングについて、委託事業を実施しています。

その中で、短時間正社員制度の導入や見直しに取り組む事業者を募集しています。短時間正社員とは、1週間の所定労働時間が短い正規型の職員で、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結していること、時間当たりの基本給および賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正職員と同等であるとのいずれにも当てはまる職員をさしています。

本会では、昨年度まで「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」に委員として参画するなどの協力をした経緯から、今回のコンサルティングについても、募集の周知に協力することといたしました。詳細は、別添の資料4をご参照くださいますようお願いいたします。なお、事業の詳細は、下記までお問い合わせください。

**【募集のご案内の内容等に関するお問い合わせ先】**

株式会社三菱総合研究所 地域創生事業本部 プラチナコミュニティグループ

(担当：島、高田、大橋、杉山、宮下)

TEL. 03-6705-6190 / FAX. 03-5157-2142

E-mail: tanjikan-consulting\_h30@ml.mri.co.jp

**【本周知に係るお問い合わせ先】**

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部（全国保育協議会事務局）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

◆ 子ども・子育て会議（第39回）が開催される  
—2号認定子どもの「副食費」実費徴収化に反対の意見を提出……………1

◆ 社会福祉推進議員連盟総会に出席し「平成31年度保育関係予算・制度等に  
向けた要望」を提出……………3

◆ 厚生労働省・内閣府・財務省に予算要望活動を実施……………3

◆ 「平成30年度 認定こども園研修会」お申込みを継続して受付中……………4

◆子ども・子育て会議（第39回）が開催される  
—2号認定子どもの「副食費」実費徴収化に  
反対の意見を提出

平成30年11月22日、子ども・子育て会議（第39回）が開催されました。

議事として、「幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し」について、「食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）」が示され、2号認定子どもの「副食費」について、実費徴収とする方針が説明されました。

3号認定子どもについては、無償化の範囲が住民税非課税世帯まで、と限定されているため、現行の取扱いが継続され、「主食費」「副食費」とともに保育料に含まれ、実費徴収はありません。

2号認定子どもについて、これまでに保育料の一部として保護者が負担してきたことから、「主食費・副食費とともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）」と説明されています。

しかしながら本会として、約半数の施設は実費徴収していないこと（第37・38回子ども・子育て会議提出意見参考）などをふまえ、施設による実費徴収とする扱いに反対であること等を主張しています。

本会からは、佐藤秀樹副会長が出席し、前回の子ども・子育て会議に引き続き、実費徴収化に反対を表明しています。本会の提出した意見は次のとおりです。

### 子ども・子育て会議（第39回）提出資料

#### 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）への意見

平成30年11月22日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

資料には、2号認定子どもの「副食費」について、実費徴収とすることが示されています。

本会は、第37・38回の子ども・子育て会議に意見書を提出したように、この実費徴収とする扱いについて反対します。

「子どもの最善の利益」のために、2号認定子どもの副食費について、現状でも公定価格の設定上、基本額の事業費として積算されており、これを維持すべきと考えます。

子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設として、子どもたちの福祉を積極的に増進することに、もっともふさわしい生活の場を求められている私たち保育者にとって、食育も含めた食への取り組みは教育・保育の大切な役割であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応して子どもの育ちを保障するためにも、現状のままですべきです。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されません。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願ひいたします。

なお、これまで副食費は、保護者負担であっても基本負担分の保育料の一部として位置づけられています。保育料の無償化を理由に実費徴収へと位置づけを変えるべきではなく、現在と同様に保育料として副食費を行政が保護者から徴収すべきです。

以上

また、「2019年度公定価格の対応の方向性（案）」として、4点が示されました。

- ①保育所等の体制充実として、「食育の充実につなげる方策の一環として、保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る」こと
- ②処遇改善の推進等として、新しい経済政策パッケージで示されていた「2019年4月から1%（月3000円相当）の賃金引上げ」と、「2019年10月からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴う公定価格の引上げ」
- ③職員配置の実態に応じた加算化として、財政制度等審議会で指摘のあった「1号認定子ども（幼稚園等）の基本分単価に含む非常勤講師の配置」を加算化すること
- ④居宅訪問型保育事業の給付方法の運用を見直すこと

当日の資料・協議の動画は、内閣府のホームページに掲載されています。

なお、本会提出の意見書は、会議資料の「参考資料2」1ページに掲載されていますので、ご参照ください。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## ◆社会福祉推進議員連盟総会に出席し「平成31年度保育関係予算・制度等に向けた要望」を提出

平成30年11月12日、社会福祉推進議員連盟総会（会長：衛藤晟一自民党参議院議員）が開催されました。

全国社会福祉協議会を構成する9団体と社会福祉関連団体5団体が出席しました（【全社協関連団体（9団体）】全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国保育協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国救護施設協議会、【社会福祉関連団体（5団体）】日本保育協会、全国私立保育園連盟、こども・保育政治連盟、全国社会福祉法人政治連盟、日本知的障害者福祉協会）。

本会は森田昌伸副会長が出席し、保育三団体協議会として、日本保育協会、全国私立保育園連盟とともに「平成31年度保育関係予算・制度等に向けた要望」を提出・説明しました。

保育士等の処遇改善のさらなる充実とともに、量の拡充と質の向上は両輪として政策をすすめるよう、あらためて要望しています。

## ◆厚生労働省・内閣府・財務省に予算要望活動を実施

平成30年11月21日、保育三団体協議会において「平成31年度保育関係予算・制度等に向けた要望」を厚生労働省・内閣府・財務省、並びに自由民主党全国保育関係議員に手交し、要望活動を実施しました。本会は森田昌伸副会長が厚生労働省・内閣府・財務省を、森田副会長と奥村尚三副会長が自由民主党全国保育関係議員を訪問しました。

厚生労働省では、子ども家庭局保育課長 竹林悟史氏に要望書を手交した後、子ども・子育て支援新制度 5 年後の見直しの議論や、保育士等の処遇改善のためのキャリアアップ研修について等、幅広く意見交換を行いました。

内閣府では、審議官 川又竹男氏と、新しい経済政策パッケージに明記された保育士等の処遇改善を確実にすすめ、さらなる賃金改善を求めるこことや、報道で大きく取り上げられている企業主導型保育事業について、保育の質の確保・向上の観点から意見交換を行いました。

財務省では、主計局次長 宇波弘貴氏を訪問し、保育・子育て支援などの子どもをめぐる社会保障関連予算、幼児教育・保育の無償化による消費税財源などを含め、平成 31 年度予算に関する要望事項を表明しました。

同日、保育三団体協議会において分担して、自由民主党全国保育関係議員へ要望活動を実施し、森田副会長・奥村副会長は衆議院議員 106 名（衆議院第二議員会館）の事務所を訪問しました。

「平成 31 年度保育関係予算・制度等に向けた要望」については、別添の資料をご参照ください。

## ◆ 「平成 30 年度 認定こども園研修会」お申込みを継続して受付中

本ニュースNo.18-27、会報「ぜんほきょう」10 月号で既報のとおり、本会では、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園の会員や、今後認定こども園へ移行を予定されている会員を受講対象に、「認定こども園研修会」を開催いたします。

日程が近づいておりますが、定員に達しますまで、お申込みを受け付けておりますので、ご受講のご検討を賜りますよう、お願い申しあげます。

全保協ホームページから、開催要項・申込書をダウンロードしていただけます。

## 平成 30 年度 認定こども園研修会

開催要項・申込書は、全保協ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

(1) 日程：平成 30 年 12 月 19 日（水）～20 日（木）

(2) 会場：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター ホール 3A

162-0844 東京都新宿区市谷八幡町 8 【JR・東京メトロ 市ヶ谷駅前】

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-ichigaya/access/>

(3) 定員：100名

(4) 受講料：会員 14,000円、会員でない方 19,000円  
(交通費、宿泊費、昼食代、情報交換会参加費は含まれません。)

(5) 対象：幼保連携型・保育所型認定こども園の役職員  
(幼保連携型・保育所型への移行を検討されている保育所の役職員も受講可)

(6) プログラム：

1日目 12月19日（水）

（10：50 開講式）

11：00～12：30 行政説明「認定こども園をめぐる動向」（仮題）  
内閣府子ども・子育て本部 参事官 八田和嗣 氏

（12：30～13：30 昼食休憩）

13：30～15：45 講義とグループワーク  
「幼保連携型認定こども園に求められる教育・保育とは」  
神戸大学 准教授 北野幸子 氏

（15：45～16：00 休憩）

16：00～18：15 講義「幼保連携型認定こども園の運営課題」  
保育システム研究所 代表 吉田正幸 氏

18：30～20：00 情報交換会（ご希望者のみ）

2日目 12月20日（木）

9：30～12：15 講義と実践発表「認定こども園としての地域貢献」

〔講師〕関西大学 教授 山縣文治 氏

〔実践発表者〕幼保連携型認定こども園明照保育園 施設長 中島章裕 氏

（12：20 閉会）

厚生労働大臣 根本 匠 様

## 平成 31 年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会長 万田 康  
公益社団法人 全国私立保育園連盟  
会長 小林 公正  
社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、新たな保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきた一方で、人口減少地域での保育の維持・確保も大きな課題であります。

平成 31 年 10 月から予定されている幼児教育・保育の無償化は、保護者の負担軽減が図られる一方で、潜在的な保育ニーズが拡大されることも予想されます。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、「量的拡充」と「質の向上」を両輪として取り組みを進めることが必要です。

その実現のためには、現場の担い手である保育士等の確保や保育の質の確保、ならびに機能の向上について、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要であり、「子育て安心プラン」等に基づいた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

### 1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の改善が進められていますが、いまだ保育士と全職種の平均賃金に大きな差があります。保育士等の働きがいにつなげるためにも更なる改善を図ることを求めます。併せて、公定価格全体の算定には、基本単価の引き上げとともに積み上げ方式を堅持することを要望します。

また、次の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等キャリアアップ研修の実施にあたっては、研修の受講状況等を十分勘案し、すべての保育士等が無理なく受講でき、保育の質の向上が確実に進むような配慮が必要です。地域の実情に応じて柔軟に研修を実施できるよう、具体的に検討してください。

## 2. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化など、子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望します。支給認定の満3歳児の扱いについて、認定間の整合性をとる必要があります。

また、無償化にともない、給食費の自己負担への影響を考慮するとともに、自治体による独自の保育・子育て関係予算が削減されることのないよう、さらなる地域子育て支援の充実に向けた働きかけが必要です。

## 3. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

制度施行時に定められた特例制度（経過措置）や、新制度施行5年後の各種見直しにあたっては、保育団体の意見などを十分に反映していただくことを要望します。

## 4. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

## 5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

## 6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持について

平成32年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士等の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることに鑑み、待遇改善を充実させて人材確保を確実にするという政府施策の方向性と一致するよう、公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第40回）が開催される  
—2号認定子どもの「副食費」実費徴収化の方向性が確認される……………1

## ◆子ども・子育て会議（第40回）が開催される —2号認定子どもの「副食費」実費徴収化の 方向性が確認される

平成30年11月30日、子ども・子育て会議（第40回）が開催されました。

議事は「公定価格について」とされ、前回（第39回、平成30年11月22日）から継続して「公定価格の対応の方向性について」の資料に「食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）」が示されました。

### 子ども・子育て会議（第40回）資料1【抜粋】

#### 1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

##### （1）食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
- 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。  
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
  - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

本会からは、佐藤秀樹副会長が出席し、前回の子ども・子育て会議に引き続き、実費徴収化に反対を表明しています。

また、2号認定子どもの副食費について、現状でも公定価格の設定上、事業費として積算され、（新制度施行時には）保育の一部として「食育」を位置づけ、公定価格に含まれている経緯からも、公定価格から除くことは納得できること、保育料の無償化を理由に施設による実費徴収へと位置づけを変えるべきではないこと等を、あらためて主張しています。

本会議 無藤隆会長は、資料に示している方向性にそって、食材料費の取扱い（実費徴収化）をすすめること、その際には予算編成過程において、これまでに出されている意見を充分に考慮すること等を発言し、協議を終えました。

来週（平成30年12月6～7日）に開催する、全国保育組織正副会長等会議において、本件に関するこれまでの動きや、本会が子ども・子育て会議に提出した意見書について、協議員・保育組織役員の皆さんにご報告する予定です。

本会議資料の抜粋を添付いたしますので、ご参照ください。

なお、本会議の資料・動画は、近日中に内閣府ホームページに掲載されます。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

[抜粋]

## 子ども・子育て会議（第40回）

平成30年11月30日（金）10：00～11：30  
於：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

### 議事次第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 公定価格について
  - (2) その他
3. 閉会

#### 【配布資料】

資料1 公定価格の対応の方向性について

資料2 平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等  
調査結果について

# 公定価格の対応の方向性について

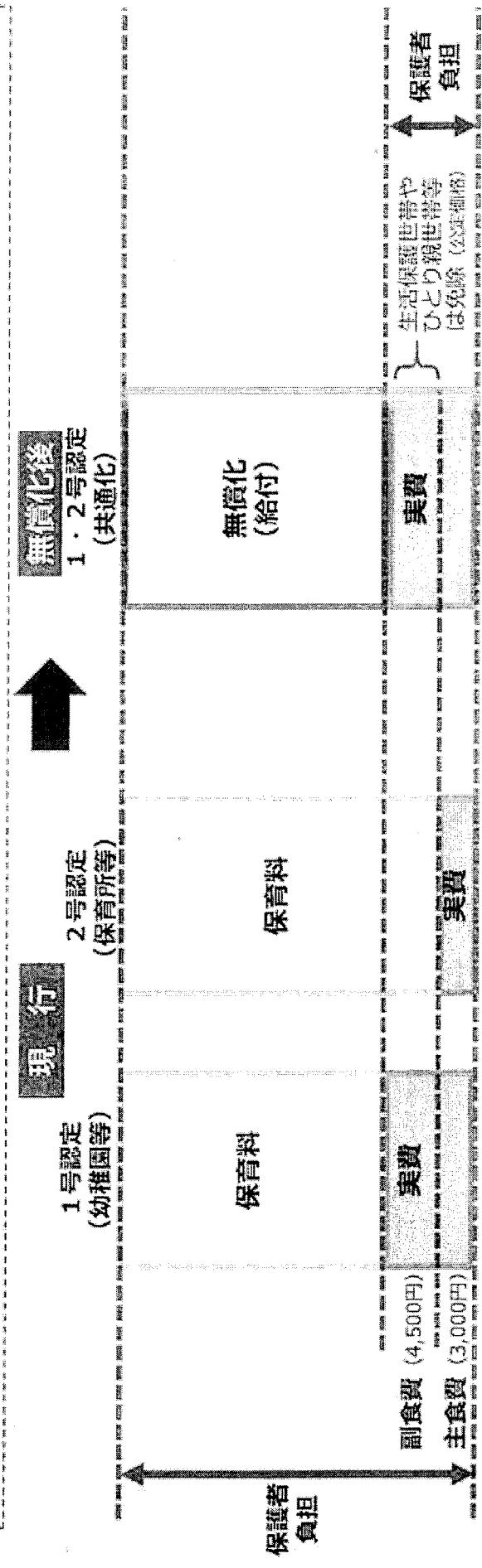
平成30年11月30日

## 1. 幼児教育費無償化に伴う食材料費の見直し

### (1) 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わらが、保護者が負担することとはこれまでと変わらない。）
  - ▶ 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。  
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
  - ▶ さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



## (2) 取扱いの見直しに関する周知等

- ・ 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。
- ・ 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- ・ 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- ・ 新制度未施行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

**(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会  
報告書」(平成30年5月)(抜粋)**

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

# (参考1) 子ども・子育て会議における主な意見 ※参考5(詳細版) 参照

※赤字は前回(11/22)追加された意見

## (全体)

- ・ 公平性・イコールフッティングから、負担方法の違いは統一する必要がある。
- ・ 特に同年齢の1・2号認定間の取扱いの違いは保護者の不公平感につながる。
- ・ 負担軽減の対象の整合性も検討すべき。
- ・ 保育料の内訳として保護者が食材料費を負担している認識は少ない。

## (自己負担・実費徴収を支持する意見)

- ・ 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でよい。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識がないのは本来望ましいことではなく) 食材料費の負担構造・内訳や食育実践について「見える化」・情報開示を進める必要があり、実費徴収は検討に値する。
- ・ 低所得者の减免をきちんとやる前提であれば、利用者・施設に負担増ではない。
- ・ 食材料費の「見える化」を機に、食に関する保護者への助言や支援の強化を期待する。

## (公定価格・保育料を支持する意見)

- ・ 乳幼児の食は教育・保育の一環であり、実費徴収にはならない。保育所保育料の応能負担原則に反する。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 実費徴収化すると、無償化の実感が得られにくくなる。
- ・ 実費徴収化した場合の未納の対応について、保育現場で不安の声がたくさん上がっている。

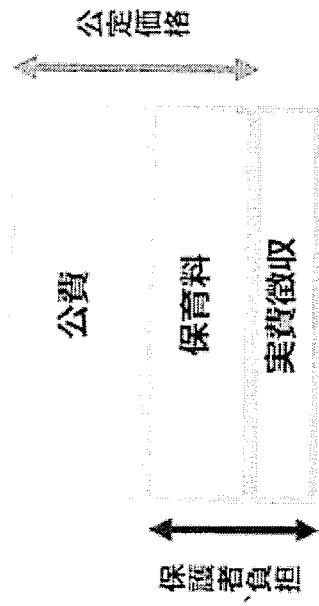
## (低所得階層への支援その他)

- ・ 現状、保育料が免除になっている人に新たなる負担がかからぬないようにすることが必要。
- ・ 低所得階層への手厚い支援が必要。
- ・ 新制未施行間に通う困難世帯に対しても副食費免除がなされる必要がある。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 保護者の混乱が生じないよう匡から丁寧な説明が必要。
- ・ 実費の場合、極端に高い・安い実費、家庭からの持参、欠席、アレルギー対応等の扱いをどうするか。アレルギー除去食など特別食も一律の額とすべき。

## (参考2) 現行制度における食材料費の取扱い（概要）

### (1) 保護者の自己負担の方法

- ①保育料 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
  - ・日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
  - ・事前の明示、同意



### (2) 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

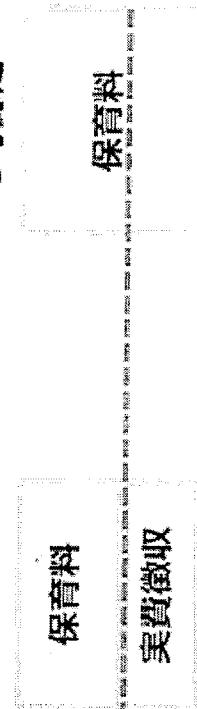
### (3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。

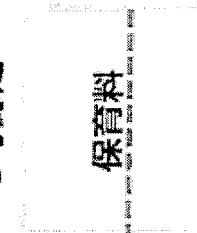
#### 1号認定



#### 2号認定



#### 3号認定



\*1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置性を負担能力のある者から徴収していました。

\*2 1～3号認定のいずれについても、入件費は公費負担。

\*3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

## (参考3) 関係条文

### ● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けれることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに~~も~~には主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担せることが適当と認められるもの

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

## (参考4) 他制度における食材料費の自己負担及び減免の状況

### 1.義務教育等

- 学校給食の食材料費は保護者が自己負担（学校給食法第11条第2項等）。特別支援学校幼稚部も同様。
- 生活に困窮している要保護・準要保護等の児童生徒に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助の仕組みがある。

### 2.障害児通所支援

- 食材料費・調理費は通所給付の対象外。施設との契約に基づいて実費を利用者が自己負担。
- 宮崎県および調理員が必置とされている通所サービス（児童発達支援センター・医療型児童発達支援）については、自己負担の一部を通所給付の中で加算。

### 3.介護保険

- 在宅サービス利用者との負担の公平性等の観点から、食事に係る費用については保険給付の対象外。事業者は利用者との契約に基づき、原則、食材料費及び調理費に相当する額を食事に係る費用として徴収することができます。
- 低所得者については、所得に応じた自己負担の限度額を定め、食事に係る標準的な費用との差額を介護保険から補足給付。

### 4.医療保険

- 医学的管理の観点から、食費は保険給付の対象としつつ、在院・入院と在宅・医療区分等を通じた共通の自己負担額を設定。
- 低所得者・難病者や長期入院者については、低廉な自己負担額を定め、共通額との差額を保険給付。

## (参考5) 子ども・子育て会議での主な意見 ※赤字は前回（11/22）追加された意見

- ・義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でいいのではないか。
- ・教育の実践を見える化して、利用者と意識を共有することが質の向上に向かって重要であり、実費徴収とすることも検討に値する。
- ・教育は保育の重要な中身であり、無償化に伴つて実費徴収化の議論がされることは十分理解できない。
- ・無償化は応能負担の原則を逸脱しており、高所得者に負担を求めれば財源に余裕があるのではないか。
- ・高齢者や障害者の場合は自己負担だが、子供関係の施設では、措置費の中に入つており、必ずしも子供と高齢者・障害者・障害者が同じ扱いでなくとも構わない。1号と2号の公平性を「教育課程に食がしつかりと位置づけられているか否か」で分けるということもあり得る。
- ・乳幼児の食は教育・保育の一環であつて、無償化の対象として含まれてもいいのではないか。
- ・3号についてはこれまでも保育料に入っているので、保育料に乗せるのは当然。福祉的観点から公定価格で見るべきではないか。
- ・費用負担の構造については、見える化・情報開示を進める必要がある。
- ・食材費の内訳については誰しちが「見える化」される状態で運用されるべき。
- ・1~3号認定間の公平性が重要であり、負担方法の違いは統一する必要がある。就労の有無ではなく、全ての保護者が納得できる合意の整理に着手しなければ、保護者の理解を得られないのではないか。
- ・認定ことども園では、同年齢での食材料費の取り扱いの違いが保護者同士の不公平感の潜在化につながるため、少なくとも1号と2号の整理に着手しなければ、保護者の理解を得られないのではないか。
- ・1号の補足給付事業の対象範囲が2号、3号の保育料減免範囲と合つていないため、負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべき。
- ・新制度未施行園に通う困難世帯に対しても副食費免除がなされる必要がある。
- ・低所得の人たちに対する手厚い支援が必要。現状、保育料が免除になると新たな負担がかかるないようにする必要。
- ・2号の副食費、3号の主・副食費を実費徴収化すると、「食材費は払わずににおにぎりを持参させる」、「風邪等で休んだ分の給食費を返してほしい」等の保護者の新たな要望に応える必要がある。また、未納の対応について、既に保育現場では不安の声がたくさん上がっている。
- ・他園との差別化のため極端に高い食材を使用したり、反対に極端に安い食材にするといったケースをどう規制するのか。
- ・教育の一環として、子どもと職員が同時に調理した給食を食べている場合、保護者に実費の根拠を示すため、仕入れ管理や調理を分けなければいけなくなり、事務負担が増加する。
- ・徴収事務が現場の事務負担になることは避けたまし。
- ・未納については、現場の責任とは言い切れないため、市が対応するなどの方策が必要ではないか。

- ・アレルギー対応が増えており、食事提供の重要度は増している。
- ・アレルギー食等の対応のため、徴収額に差をつけてしまうと、事務量が膨大になる。
- ・除去食など特殊な対応が必要となる場合には、実費徴収の額に差を設けることなく一律とすることが望ましい。
- ・アレルギー食の提供は、誤食によるアレルギー事故の防止(ほか、児童・保護者に対する教育の側面もあるため、全ての対象児に負担感なく提供されるよう、配慮いただきたい)。
- ・1号・2号の食材料費金額を公定価格に乗せると、幾らになるのか。余りにも過大であるならば、ほかの保育の質向上に充てるべきなのか、総額を見て判断することが必要なのではないか。
- ・教育は、保育所保育指針並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも記載されており重要な。
- ・乳幼児の食は、身体的にも人格形成にも大切なものの。
- ・保護者への食育指導を充実してほしい。
- ・高齢者や障害者の場合は日額単価だが、月額単価とした場合の欠席の扱いをどうするのか。
- ・食材の共同調達などにより支出と費用負担の両立を図っていくことも重要であり、そのための支援もあつてよい。
- ・主食について保護者が持参する施設もあり、それも含め、実費徴収という表現が正しいのか。
- ・地域子育て支援拠点と利用者支援事業において声が出でおり、給食費の取り扱いについてのコードマップ作成も含め、丁寧な検討と保護者への説明を十分にしていただきたい。
- ・食の楽しさ、うれしさを感じる大切な機会として、全ての子供たちにお弁当の日があると良い。

## 2. その他の課題

### (1) 2019年度公定価格の対応の方向性（案）

#### ①保育所等の体制充実

- 食育の充実につなげる方策の一環として、保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る。

#### ②処遇改善の推進等

- 2019年4月から1%（月3000円相当）の賃金引上げ。  
※「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 2019年10月からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴う公定価格の引上げ。

#### ③職員配置の実態に応じた加算化

- 1号認定子ども（幼稚園等）の基本分単価に含む非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえ、実際に配置がある場合の加算とする。

※県加算制度等審議会指摘（平成30年10月9日）

#### ④子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

- 居宅訪問型保育事業について、利用実態を踏まえ、給付方法の運用の見直しを図る。

### (2) 上記以外の事項

来年度実施予定の次回経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しの議論も加味し、2020年度の公定価格における対応を検討。

# 職員配置の実態に応じた加算化

## 1. 現状

幼稚園及び認定こども園については、1号認定子どもとの利用定員の規模により、公定価格の基本分単価に非常勤講師の配置が含まれる。

### (参考) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(抄)

#### ○幼稚園

##### 1. 基本分単価

###### (イ) 教員（教諭等）

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。  
基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の  
iとiiを合計した数であること。また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師が配置されていること（教育標準時間認定子どもに係  
る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。）。  
ト・音（略）

## 2. 予算執行調査結果及び財政制度等審議会の指摘

### ○予算執行調査結果

財務省が実施した予算執行調査の結果、非常勤講師の配置について「配置していない」や「他の職員が兼任」の集計方が調  
査対象施設の約50%であった。

### ○財政制度等審議会の指摘（平成30年10月9日）

実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）の見直しを行う必要があるのではないか。

## 3. 対応方針

配置実態を踏まえ、基本分単価に含まれる非常勤講師については、実際に配置がある場合の加算とする。

# 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

## 1. 現状

- (1) 保育所をはじめとする一般的な給付方法は、月割りを基本としつつ、以下の取扱い。
- ① 子どもが月途中に入退所する場合：日割り
  - ② 常態的に土曜日に開所する場合：調整（保育の提供が週6日未満の場合、開所日数にかかわらず定率の減算）
- (2) (1)のほか、居宅訪問型保育事業については、**集団保育と異なる特性に鑑み、子ども1人につき保育士1人の配置を前提とした単価を設定しつつ、以下の取扱い。**
- ① 子どもが利用しない日が予め決まっている場合：日割り
  - ② 子どもの体調等の理由により利用がない場合：日割りなし、調整なし

## 2. 子ども・子育て会議の指摘

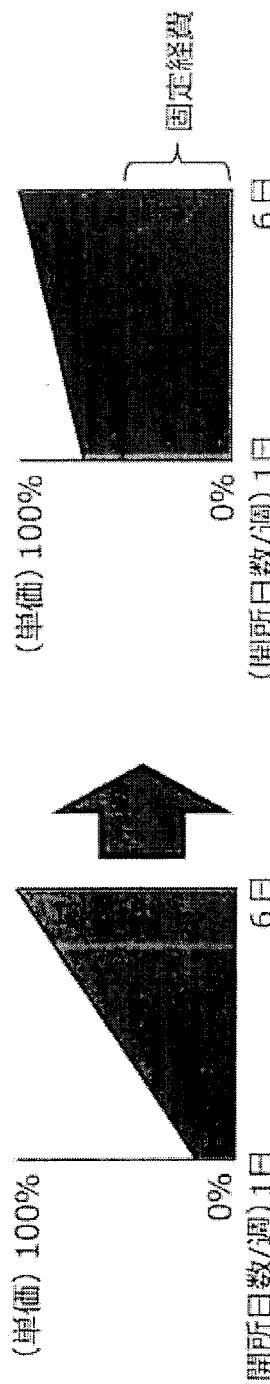
「公定価格に関する議論の整理（平成30年1月子ども・子育て会議）」の「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」に係る主な意見として、「居宅訪問型保育事業について、保育を提供していない日に対する割りにすることは反対である。」とされており、子ども・子育て会議において継続的に改善を求める指摘を受けている。

## 3. 対応方針

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、1(1)(2)の考え方を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。

(参考) 単価のイメージ

・現行（日割り）  
・改正後



(開所日数/週) 1日  
6日

6日

6日

(開所日数/週) 1日

11